

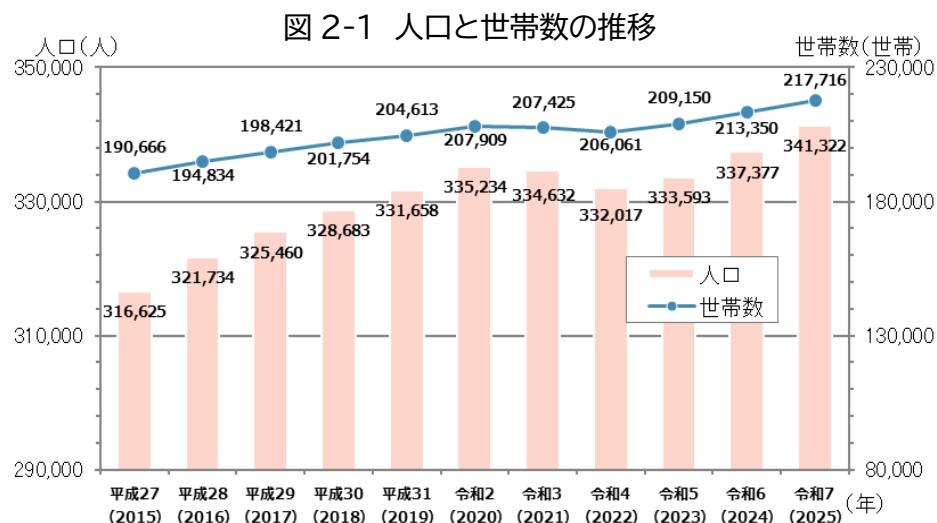
第2章 バリアフリーに関する現状と課題

2-1 中野区の人口等

(1) 人口・世帯数

中野区の人口及び世帯数は、令和7年(2025年)1月1日現在で341,322人、217,716世帯です。

人口、世帯数とともに、令和3・4年(2021・2022年)に減少傾向にありましたが、令和5年(2023年)以降、再び増加傾向に転じています。

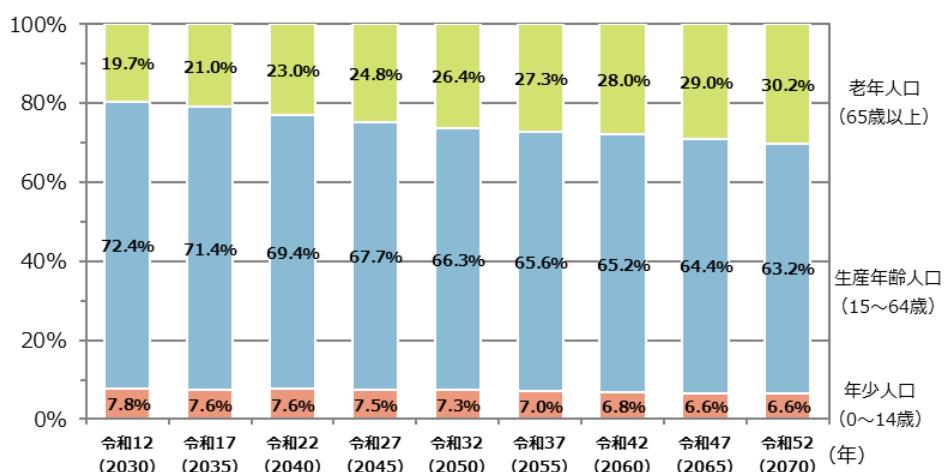


出典：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2) 将来人口の推計

中野区基本計画の将来人口の推計では、老人人口は増加が続き、令和52年(2070年)には、総人口に対する割合が約30%に達する見込みです。

図 2-2 将来人口の推計

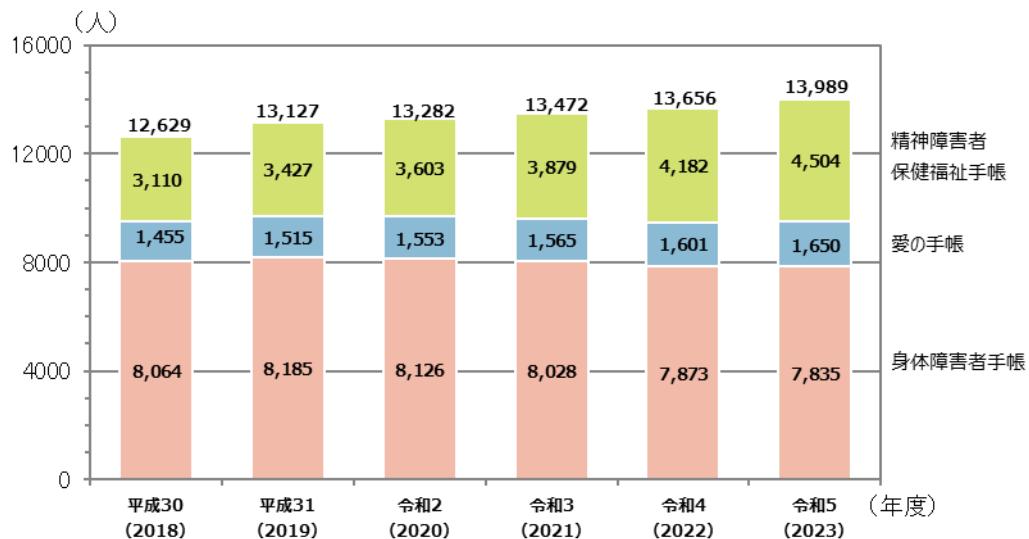


出典：中野区基本計画（案）

(3) 障害者手帳所持者数

中野区の障害者手帳所持者は、令和5年度(2023年度)現在で身体障害者手帳が7,835人、愛の手帳(知的障害者)が1,650人、精神障害者保健福祉手帳が4,504人で、合計は13,989人です。障害者手帳所持者数は増加傾向にあります。

図 2-3 障害者手帳所持者数の推移

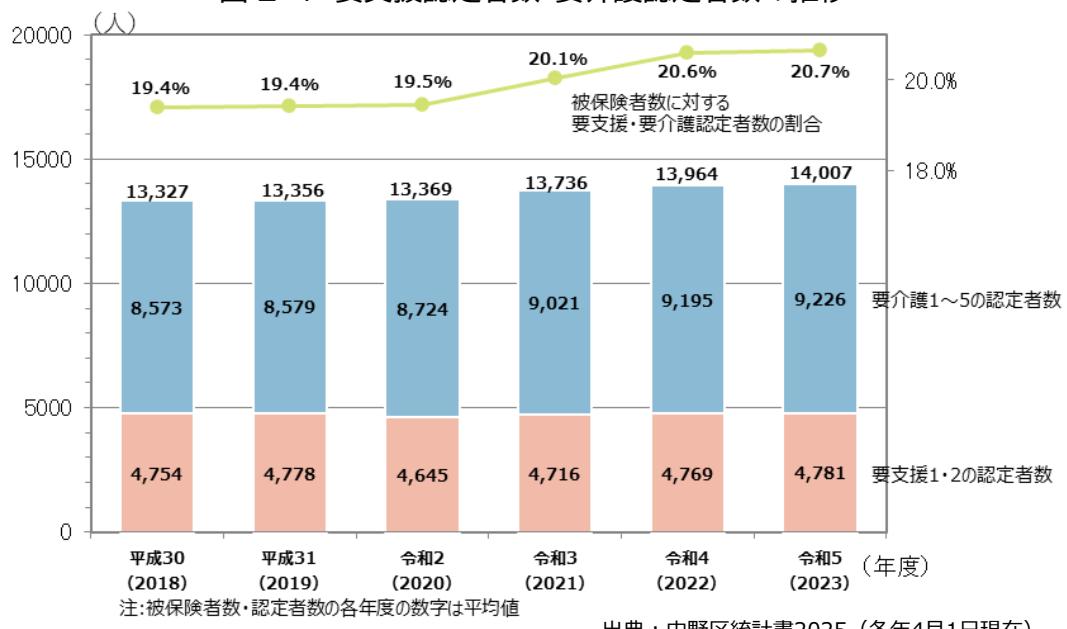


出典：中野区統計書2025（各年4月1日現在）

(4) 要介護・要支援認定者数

中野区の要介護認定者数は、令和5年度(2023年度)現在で9,226人、要支援認定者数は4,781人であり、増加傾向にあります。

図 2-4 要支援認定者数・要介護認定者数の推移



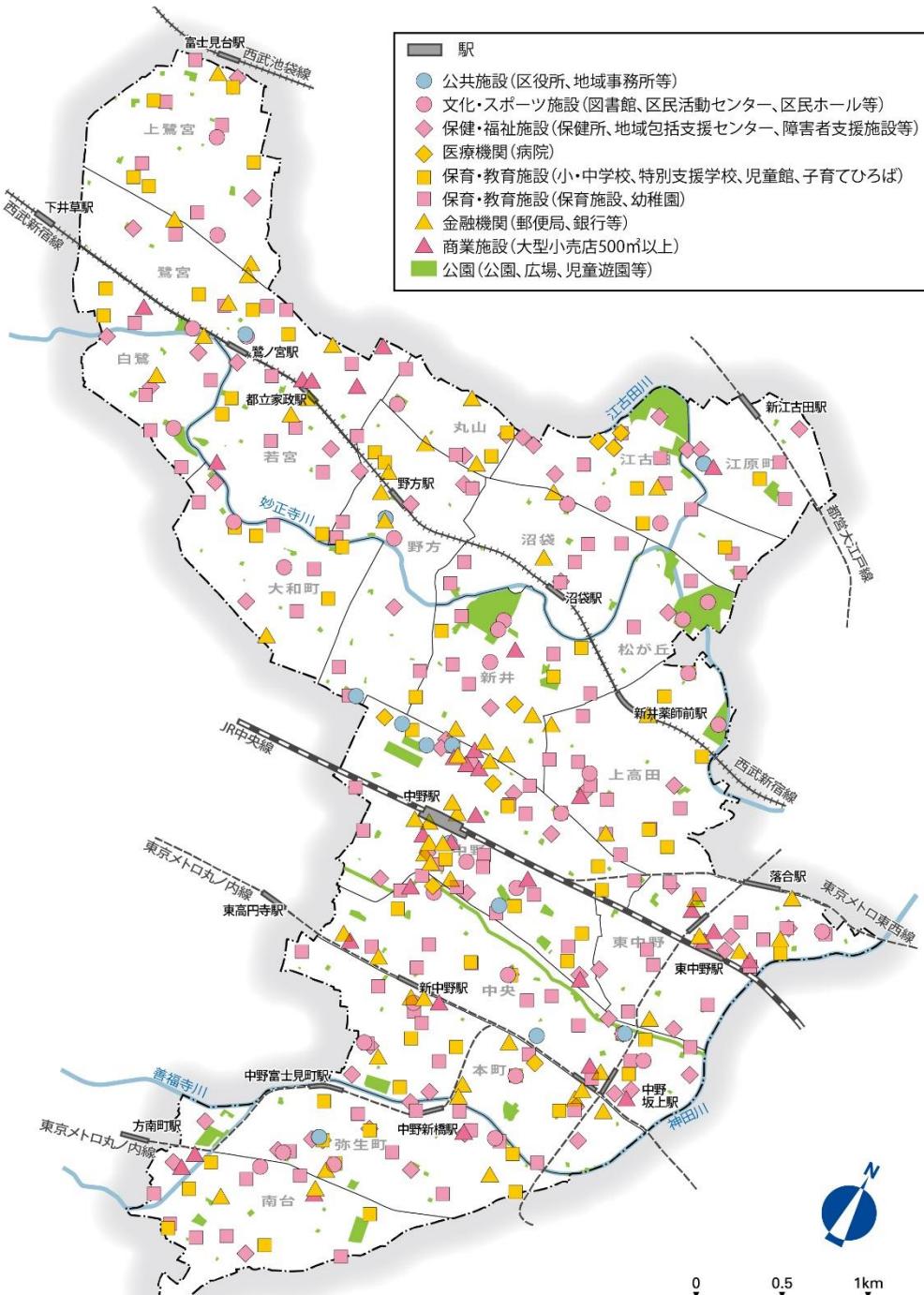
出典：中野区統計書2025（各年4月1日現在）

(5) 施設の配置状況

区内の鉄道は、東西方向に西武新宿線、東京メトロ東西線、JR中央・総武線、東京メトロ丸ノ内線が、南北方向には都営地下鉄大江戸線が通り、鉄道駅(旅客施設)圏域は区内の広範囲をカバーしています。

旅客施設以外の施設は、鉄道駅周辺以外にも区内各所に広く分散しています。

図 2-5 施設の配置状況



出典：以下のとおり

- ・中野区ホームページ 「なかの生活ガイド 2024」
- ・「施設案内」 <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/shisetsu/index.html>
- ・私立学校の各ホームページ
- ・Hospitals File : <https://hospitalsfile.doctorsfile.jp/h/1027389/>
- ・ファーストドクター : <https://fastdoctor.jp/hospitals/tokyo/13114/night-emergency>
- ・郵便局ホームページ ・Mapion 電話帳 ・日本全国銀行・ATM マップホームページ
- ・大店立地法届出状況一覧令和5年度 ・中野区内特定小売店舗一覧

2-2 バリアフリーに関連する法令等の動向

(1) バリアフリー法

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、共生社会の実現に向けた取組が加速し、バリアフリー法は平成30年(2018年)と令和2年(2020年)に改正されました。法改正では、市町村が地域の面的・一体的なバリアフリー化を進める「移動等円滑化促進方針」の制度化や、公共交通事業者のソフト*対策の取組強化、心のバリアフリーの推進などが図られました。

平成30年(2018年)の改正概要

① 理念規定／国及び国民の責務

- 理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- 「心のバリアフリー」として、高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)を明記

② 公共交通事業者等によるハード*・ソフト一体的な取組の推進

- 駅員による介助や職員研修等のソフト対策のメニューを新たに提示
- 公共交通事業者等に対し、計画の作成、取組状況の報告及び公表を義務付け

③ バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- 市町村が、駅、道路、公共施設等の一体的・計画的なバリアフリー化を促進するためバリアフリーの方針を定める「移動等円滑化促進方針」を創設

④ 更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- 公共交通機関に加え、道路、建築物等のバリアフリー情報の提供を努力義務化
- バリアフリーの取組について、障害者等の参画の下、評価を行う会議を国が設置

令和2年(2020年)の改正概要

① 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対して、ソフト基準の遵守を義務付け
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、移動等円滑化*の措置の協力に関する公共交通事業者等同士の協議への応諾義務を創設

② 国民に向けた広報啓発の取組推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- バリアフリー基本構想*に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項(教育啓発特定事業)を追加

③ バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校、バス等の旅客のための道路施設(旅客特定車両停留施設*)を追加

(2) 移動等円滑化の促進に関する基本方針

高齢者や障害者など、移動に困難を抱える人々が安全・快適に移動できる社会の実現を目指し、バリアフリー法第3条第1項^{*}に基づき国が定める公共交通機関や建築物、道路などのバリアフリー化を総合的かつ計画的に推進するための指針です。

基本方針での施設整備の方向性(概要)

- 鉄道駅（ホームドア^{*}の整備、バリアフリールートの複数化の推進）
- バス（ノンステップバス^{*}の導入の推進）
- 建築物（移動等円滑化基準^{*}や条例等に基づくバリアフリー化の推進）
- 公園（園路及び広場のバリアフリー化の推進）
- 道路（移動等円滑化基準に基づく歩道等のバリアフリー化の推進）
- 心のバリアフリー（心のバリアフリーの理解促進）

(3) 障害者差別解消法*

障害者差別解消法は、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮^{*}の提供を通じて、障害者の権利を守ることを目的とした法律です。令和6年(2024年)の改正では、民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化され、障害のある人が社会のあらゆる場面で平等に参加できるようになり、共生社会の実現が一層具体的に進められています。

(4) ユニバーサルデザイン2020行動計画

ユニバーサルデザイン2020行動計画は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、障害の有無や年齢、性別にかかわらず、全ての人が安心して暮らせる「共生社会」の実現を目指して策定された政府の総合的な取組です。同計画の理念を踏まえ、バリアフリー法改正が行われました。

(5) 東京都福祉のまちづくり条例*

東京都福祉のまちづくり条例は、ユニバーサルデザインを基本理念とし、高齢者や障害者を含む全ての人が、安全・安心・快適に暮らし、訪れることができる都市環境の実現を目的とした条例です。

この条例では、バリアフリー法に定められた移動等円滑化基準を踏まえ、東京都独自に施設区分ごとの整備基準を定め、建築物、道路、公園、公共交通施設などのバリアフリー化を推進しています。

(6) 持続可能な開発目標（SDGs*）

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された2030年(令和12年)までに達成すべき国際的な目標です。本構想に基づく、バリアフリーの取組により、誰もが利用しやすい道路・交通環境や公共施設の整備等を進め、歩きたくなるまちづくりを推進し、持続可能な開発目標の達成に貢献します。



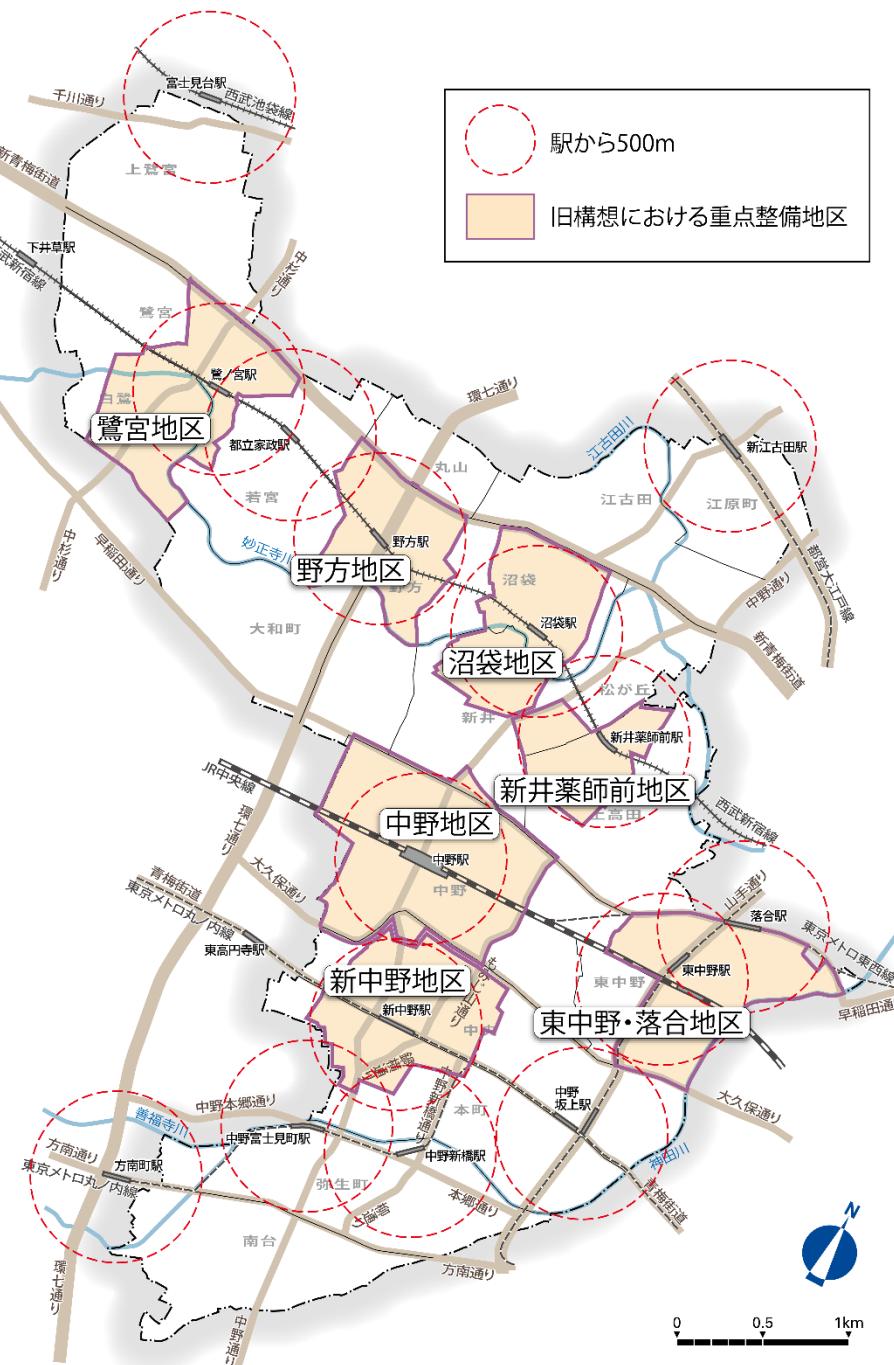
2-3 旧構想における特定事業の実施状況

(1) 旧構想で定める重点整備地区

旧構想では、7地区を「重点整備地区」に指定し、施設等の具体的なバリアフリー化の取組となる「特定事業*」を定め、地区内のバリアフリー化を進めてきました。

重点整備地区は、駅からの徒歩圏(駅から概ね500m圏内)にある生活関連施設と生活関連経路*を含む範囲でバリアフリー化の優先順位の高い地区を選定しています。

図 2-6 旧構想における重点整備地区



出典：中野区バリアフリー基本構想（平成 27 年 4 月／中野区）

(2) 特定事業の実施状況

7地区全体の特定事業は140事業であり、着手率は82.1%、完了率は57.9%です。

表 2-1 地区別の進捗状況(2024(令和6)年度未時点)

地区	事業数		進捗状況				進捗率	
	令和7年度まで	機会を捉えて	完了	一部完了・着手済	継続実施	未実施	着手率	完了率
新中野	15	5	7(2)	6(1)	5(0)	2(2)	90.0%	60.0%
中野	19	4	7(1)	11(3)	5(0)	0(0)	100.0%	52.2%
東中野・落合	15	9	9(2)	6(3)	5(0)	4(4)	83.3%	58.3%
新井薬師前	13	5	5(1)	3(1)	5(0)	5(3)	72.2%	55.6%
沼袋	14	9	7(3)	5(3)	5(0)	6(3)	78.2%	52.2%
野方	9	2	3(1)	2(1)	5(0)	1(0)	90.9%	72.7%
鷺宮	15	6	8(0)	1(1)	5(0)	7(5)	66.7%	61.9%
合計	100	40	46(10)	34(13)	35(0)	25(17)	82.1%	57.9%

※着手率=(完了+一部完了・着手済+継続実施)÷事業数(140)×100

※完了率=(完了+継続実施)÷事業数(140)×100

※括弧()内の数字は、内数で「機会を捉えて実施する特定事業」の数

公共交通特定事業では、内方線付き点状ブロック*の設置やエレベーターの整備が進みました。道路特定事業では、歩道のセミフラット化による段差の解消や視覚障害者誘導用ブロック*の設置、都市公園特定事業では、バリアフリートイレ*の設置や出入口の幅員確保など、各分野においてバリアフリー化を進めてきました。

一方で、大規模改裝時や都市計画事業の実施に併せた事業、現場の状況により整備が困難な事業は、未実施となりました。未実施の特定事業については、見直しを行い、バリアフリー化のさらなる推進に向けて取り組みます。

表 2-2 主な特定事業の内容

対象施設	名称	事業の内容（例）
旅客施設（駅）、バス車両	公共交通 特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客施設におけるエレベーター、視覚障害者誘導用ブロック、バリアフリートイレ等の整備、ホーム上からの転落防止対策等 ・乗合バスについて低床型車両の導入等
道路	道路 特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の段差・勾配の改善、歩道の平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置等
都市公園	都市公園 特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・園路の幅員の確保、傾斜路の設置、バリアフリートイレの設置、車いす使用者用駐車施設の整備等
建築物	建築物 特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の建築物における、出入口・廊下等の幅員の確保、傾斜路の設置、階段の手すりの設置、バリアフリートイレの設置、車いす使用者用駐車施設の整備等
交通安全施設	交通安全 特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・音響機能、歩行者用青時間延長機能または経過時間表示機能を付加した信号機の整備 ・エスコートゾーン*の整備 ・道路標識・道路標示の高輝度化 ・違法駐車行為の防止のための取締りの強化、広報・啓発活動の実施等

2-4 バリアフリーに関する区民意見

区内のバリアフリー化の課題を把握するため、区民を対象としたアンケート調査と、関係団体へのヒアリングを実施しました。

ここでは、これらの調査を通じて寄せられたバリアフリー化に関する区民意見の要旨とともに、これに対する必要な取組を示します。

(1) 鉄道駅

鉄道駅では、移動手段や安全性、支援体制に課題があります。

エレベーター・エスカレーターが未整備の駅では、高齢者や障害者、子育て世帯の移動が困難です。

ホームドアがない駅では転落の危険があり、安全面でも不安が残ります。駅員が少ない駅や無人改札では、支援を必要とする利用者がすぐに対応を受けられず、困難に直面する場面もあります。

また、案内表示や音声案内設備の不足、視覚障害者誘導用ブロックの配置など、視覚・聴覚障害者への配慮が不十分であるとの指摘もありました。

意見に対する必要な取組

- 駅やホームへ移動するためのエレベーター、エスカレーターの整備
- ホームドアなど安全に車両を乗降できる設備の整備
- 駅員が少ない、いない駅の改善や支援を必要とする人への対応
- 視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置や音声案内設備の整備

(2) 路線バス

バス利用には、乗降時の段差や情報提供、支援体制に課題があります。

段差により高齢者や障害者が乗降に不便を感じるほか、バス停や車内の案内表示がわかりにくく、運行情報も得にくい状況があることや、乗務員のバリアフリー対応が不十分な場合もあり、障害への理解と対応力の向上が求められています。

加えて、乗り継ぎや施設へのアクセスが不便な地域もあるため、路線バスネットワークの維持・拡充が求められています。

意見に対する必要な取組

- ノンステップバスなどバリアフリー化された車両の導入
- バスの運行状況などの情報提供
- 支援を必要とする人への周囲の配慮、理解促進
- 路線バスネットワークの拡充

(3) 道路

道路のバリアフリー化に関しては、歩道の幅が狭く通行しづらいことや、段差や凸凹によって歩行が困難な場面があることが課題とされています。

また、視覚障害者誘導用ブロックの設置が少ないとや道路上の不法占用物や放置自転車によって通行が妨げられるなど、歩行者の安全性や利便性に配慮した整備や管理が求められています。

意見に対する必要な取組

- ・歩道の改善(幅員の確保、傾斜、段差の改善等)
- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・無電柱化の推進、道路上の自転車、看板などの不法占用物の撤去
- ・自転車利用者のマナー向上

(4) 公園

公園においては、出入口やトイレのバリアフリー化を求める声があります。

出入口の通路幅の確保やスロープの整備、バリアフリートイレの整備など、障害者や高齢者をはじめ、誰もが安心して利用できる環境づくりが求められています。

意見に対する必要な取組

- ・誰もが快適に利用できるトイレの整備
- ・出入口や園路における通路幅、段差の改善、スロープの確保

(5) 建築物

建築物では、公園と同様に、出入口やトイレのバリアフリー化に加え、エレベーターやエスカレーターの整備、案内サインの視認性や分かりやすさの向上などが必要とされています。

高齢者や障害者が安心して施設を利用できる環境の実現に向けて、各施設の状況に応じた対応が求められています。

意見に対する必要な取組

- ・誰もが円滑に利用、移動できるトイレや出入口の整備、改善
- ・施設内を移動するためのエレベーター、エスカレーターの整備、改善
- ・障害に配慮した受付や窓口対応、コミュニケーションツール*の準備
- ・誰もがわかりやすい施設の案内表示や音声案内設備の整備

(6) 心のバリアフリー

区民の心のバリアフリーに関する認知は、十分とは言えない状況です。

乗り物での席の譲り合いや乳幼児連れへの理解など、日常生活の中で求められる思いやりや配慮が行き届いていない場面があることや、支援や手助けの意思があっても、障害等に対する適切な対応方法を知らないことが原因で、結果的に配慮が行き届かないケースもあるとの意見がありました。

こうした状況を踏まえ、障害への理解を深めるためには、区民や職員の意識向上と、継続的な啓発の取組が求められます。

意見に対する必要な取組

- ・障害や多様性に対する理解を促進するための啓発活動の充実
- ・障害のある方への適切な対応や手助けの方法の普及
- ・公共施設や交通機関などの利用におけるマナー向上と周囲への配慮の促進